

ご存知ですか？

ビジネスに関連する法律は多岐にわたること。



企業間の取引において発生する問題は、複数の法律が絡むこと。



複数の法律を体系的にとらえて、関連性を理解することが必要であること。



企業間の取引に関する法令を体系的に整理した実務解説書が出ました！

ビジネス法体系 >>>

企業取引法

BUSINESS TRANSACTIONS LAW

ビジネス法体系研究会 [編集]

THE SYSTEM OF BUSINESS LAW

第一法規

「代表著者」
塚本英巨
中崎尚

消費者取引

フランチャイズ取引

電子商取引

なども収録した幅広い内容です。

改正民法にも対応！

代表著者 塚本英巨・中崎尚

定価：本体5,000円＋税 A5判・464頁

本書の詳細・お申し込み方法は裏面をご覧ください。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

☎ Tel. 0120-203-694

☎ Fax. 0120-302-640

第一法規の書籍 オンラインストアはこちら

<https://www.daiichihoki.co.jp/store/>
電子書籍・定期購読なども！

ビジネス法体系 企業取引法

目次(章レベルまで)

第1編 総論「企業取引」と「企業取引法」

- 第1章 「企業取引」とは
- 第2章 「企業取引法」とは

第2編 商事売買

- 第1章 総論
- 第2章 契約成立前の法律関係
- 第3章 契約の成立
- 第4章 契約の効力①：目的物の引渡し
- 第5章 契約の効力②：代金の支払い

第3編 消費者取引

- 第1章 消費者法総論
- 第2章 消費者契約法
- 第3章 特定商取引法
- 第4章 割賦販売法
- 第5章 景品表示法
- 第6章 約款取引

第4編 フランチャイズ取引

- 第1章 総論
- 第2章 契約締結段階における諸問題
- 第3章 フランチャイズ契約に関する主要な問題
- 第4章 契約終了に関する諸問題
- 第5章 国際フランチャイズ

第5編 金融取引

- 第1章 総論
- 第2章 預金取引
- 第3章 融資取引
- 第4章 保証・担保取引
- 第5章 為替取引と資金決済

第6編 電子商取引

- 第1章 総論
- 第2章 電子商取引にまつわる法律
- 第3章 電子商取引における契約の成立
- 第4章 電子商取引における契約の無効・取消
- 第5章 電子商取引における契約の方式
- 第6章 電子商取引における契約当事者の確定
- 第7章 電子商取引におけるトラブル
- 第8章 インターネット通販
- 第9章 インターネット・モール
- 第10章 インターネット・オークション

第3編

第6章 約款取引

I 概要

約款とは、企業がその顧客との取引にあたって個別的に契約内容を協定する煩雑さ避けるために、一律に適用すべき契約条件をあらかじめ定型的に定めておき、同種の取引については、共通に画一的にその条件によって契約を締結する場合の、定型的に設定された取引条件を指す¹⁶⁷⁾。

現在、約款は、交通機関の運送約款、各種の保険約款、銀行取引約款など、幅広い取引において利用されており、大量の取引を合理的・効率的に行うための手段として重要な意義を有している。契約の種類・性質によっては、契約の内容の詳細にまでわたって個々に検討し交渉することは非効率であり、事前に契約内容を定めておき多数の取引にそのまま取り入れることが、当事者双方にとって合理的かつ効率的である場合があることは明らかである。

一方、約款による取引においては、約款準備者の相手方は詳細かつ難解な約款の内容を十分に理解または認識しないまま契約を締結する事象があり得る(場合によっては相手方が合理的に予測することのできない条項などが含まれている場合もあり得る)ことや、約款の内容について実質的な交渉が行われにくいことから、取引をするかしないかの二択のみの状況に置かれ得るなどの問題点がある。

これまで約款による取引については、主に約款の拘束力(約款の内容を十分に認識していない相手方が約款に法的に拘束される根拠)や約款条項の解釈方法等の議論がなされてきた。また、一定の約款の内容や約款による取引に対しては個別業法による規制や業界の自主規制が存在し、さらには消費者保護関連法の適

167) 鈴木琢弥編「新版注民法(17)債権(8)組合・終身定期金・和解・約款論・他」(有斐閣、1993)263頁。もっとも、約款について確立した定義があるとはいえず、例えば、「多数の取引に対して一律に適用するために事業者により作成され、あらかじめ定型化された契約条項のこと」(潮見佳男「民法総論講義」(有斐閣、2005)86頁)や、「当事者によって事前に作成された画一的な契約条項」(大村敦志「基本民法II 債権各論第2版」(有斐閣、2005)35頁)などと説明されることもある。

代表的な企業間取引と関連する法令を各編に分けてわかりやすく解説。

お客様と円滑な取引をするために、
持っておきたい

1冊です!



用もあり得るところであったが、私法の一般法である民法上、約款固有に適用される格別の規定は存在せず、裁判所によって民法の一般原則である公序良俗や信義則等の適用により個別事案ごとの解決が図られてきた面があったと思われる。しかし、上記のような約款による取引の性質、議論、判例等も踏まえ、改正民法において、「定型約款」に係る条文(548条の2ないし548条の4)が設けられるに至った。もっとも、改正民法は、約款の一般的な定義を定めるものではなく、また、一般に約款と呼ばれるものすべてに適用されるものでもなく¹⁶⁸⁾、あくまで新設する「定型約款」に該当する条項について一定の民法の規律を及ぼそうとするものである。

以下では、約款の拘束力や解釈に関するこれまでの議論についていくつかの裁判例にも触れつつ簡単に紹介したうえで、約款に関する個別業法、消費者保護関連法、改正民法および自主規制について概説する。

II 約款の拘束力および解釈

1 約款の拘束力

約款の拘束力に関するリーディングケースとされる判例¹⁶⁹⁾は、X所有の家屋がY保険会社と締結した火災保険契約による保険期間中に焼失したが、Y保険会社の普通保険約款には樹林の火災または森林の燃焼により生じた損害について保険会社は免責される旨の条項があったため、Y保険会社が保険金の支払いを拒否し、これに対してXが保険金の支払いを求めて争われた事案である。大審院は、普通保険約款は主務官庁の認可対象であり、世間一般の実情によれば当事者が特別に保険約款を定めない限りは普通保険約款によって契約をするの

168) そもそも約款と一口にいっても現実には存在するものは多種多様であり、一定の規律の対象とすべきその範囲の確定自体からして容易ではない。改正民法の審議過程においては、約款の定義として、例えば多数の契約に用いるためにあらかじめ定型化された契約条項の総体をいうとする立法提言を複数回、いかなるものを民法の規律を及ぼす対象とすることがあり得るのか、その定義、約款の拘束力の根拠、不意訂行禁止、不当条項規制等をめぐって議論がなされた。

169) 大判大正4年12月24日民録21巻2182頁。

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!